

(第一類 第四号)

第一回國會 司法委員會會議錄第三十八号

(四〇九)

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)

午後二時五十四分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 飯沼 良作君

池谷 信一君

中村 俊夫君

八並 達雄君

北浦 圭太郎君

花村 四郎君

大島 多藏君

委員外の出席者

專門調査員 村 敦三君

九月二十三日

岡山市に廣島高等裁判所岡山支部設置の請願(重井鹿治君外一名紹介)

(第六八〇號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第五一號)

○打出委員長代理 會議を開きます。

裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題として討論にいたします。

○池谷委員 修正意見を提出いたしました。裁判所法の一部を改正する等の法律案について出された参考資料を讀みますと、昭和二十二年法律第六十五號の第三條により、地方裁判所の判事は、その報酬が一級及び二級となつておりますけれども、これに添附されております裁判所決定人員表によりますと、地方裁判所の判事のうち、一級俸を支給せられま

すのは、所長であるところの判事四十九人だけでありまして、その他の一般判事六百十四人につきましては、二級俸が支給せられるようになっておるものでありまして、結局一級俸を支給せられるのは所長だけであり、普通の判事はすべて二級俸を支給せられることになつております。今後地方裁判所の判事になりすためには、司法修習生を二年やり、その後さらに判事補を十箇年やりまして、初めて地方裁判所の判事になることができるのであります。結局大學を出、高等文官試験にパスして後十二年経過しまして、ようやく一人前の判事になることができるのであります。これは他の行政官などに比較しまして、非常にその地位になるまでが困難であり、行政官との比較つりあひ上から見まして、地方裁判所の判事たるものには、全部に對して一級俸を支給するのが當然ではないかと思ひます。従つて今日かような待遇でありましたならば、辯護士などから判事採用するにしましても、結局志望するものはないだらうと思ひますし、なおかような待遇が續きます限り、現在の判事さへもこの職をなげうつて野に下る者が多いのではないかと思ふのであります。これはぜひとも私は地方裁判所の判事には、ことごとく一級俸を支給すべきであると考えてるのであります。従ひまして、政府の原案の裁判所法の一部を改正する等の法律案の「第四條昭和二十二年法律第六十五號の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「一般の」の下に「一級及び」を加える。」とありますのを「第三條第二項中「及び二級」を削り、同條第四項中「一般の」の下に「一級及び」を加える。こう訂正したいと思ひます。

○中村(俊)委員 私は民主黨を代表いたします。たゞいま提案になりました裁判所法の一部を改正する等の法律案に對する修正案に賛成をいたしたいと思ひます。提案理由は御説明の通りでありまして、殊に裁判官の待遇は、過去において、常々われ／＼もその薄きを非常に遺憾としておつたのであります。従ひまして、ただいまの修正案は、きわめて妥當であると思ふのであります。従ひまして、賛成をいたします。

○佐瀬委員 私は自由黨を代表して、本修正案に賛成の意を表するものであります。理由はただいまの提案理由及び中村委員の説明の通りであります。ただ若干附け加えて申し上げるならば、地方裁判所は、裁判機構の上において第一線の中樞體であり、まことにその職責は重大であります。従つてこれを全うすべき人材を網羅すること、きわめて肝要であること、さらに

發言を用いるまでもないのであります。しかるに二級官といふものが待遇として報いられるといふことになりまして、その人を得る上において、きわめて困難であるといふことを、特に力説したいのであります。しかしこの際特に人事權を運用されるものに對する希望を申し上げておきたいのであります。これは本修正案に

よつて、いわゆる二級に値する者までもすべて一級にするという趣旨であつてはならぬのであります。ただいま申しましたように、地方裁判所の判事が、きわめて重大な職責を擔うがために一級に値する判事を補職せしめるといふ趣旨にならなければならぬのであります。ただすべてを漫然と優遇するといふだけの意味ではなくして、かように機構、制度、職責という點からこれを一級に改め、すべて一級に値する人をその職に任命して、裁判の適正、迅速をはかつていきたいといふことを、ここに申し添へて本修正案に賛成する次第であります。

○大島(多)委員 私は國民協同黨を代表いたします。ただいま上程されておりますところの裁判所法の一部を改正する等の法律案、及び先ほど社會黨より動議を出されたところの地方裁判所の待遇改善に關するところの提案に全面的に賛成を表するものであります。私は先日佐賀の裁判所に参りまして、佐賀地方裁判所におけるところの判事の人、並びに検事の方々が、いかに生活に困つておられるかといふことを、直接さういふ人たちから聽いてきたわけでありまして、それで何とかしてこの裁判官及び検事諸氏の待遇を改善をして、後顧の憂いなく正しき裁判を國民のために行つてもらわなければならぬといふことを考へてきた次第であります。はからずとも社會黨からさういふ提案が出ましたことは、私は滿腔の賛意を表するわけでありまして、簡

單ではあります。これをもちつて賛成の討論にかゝる次第であります。

○打出委員長代理 これをもつて本案に對する質疑及び討論は終局いたしました。

本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時より開會いたします。

午後三時三分散會

昭和二十二年十一月六日印刷

昭和二十二年十一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局